

○外国語学部教授会の運営等に関する内規

平成 24 年 2 月 16 日
全 部 改 正

最近改正 平 27. 4. 9

(趣旨)

第 1 条 この内規は、大阪大学外国語学部教授会規程（以下「規程」という。）

第 11 条の規定に基づき、外国語学部教授会（以下「教授会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の出席等)

第 2 条 規程第 4 条に定める「出席」には、次項の規定に基づき教授会の議長（以下単に「議長」という。）に議事委任状を提出した者を加えるものとする。

2 教授会の構成員のうち、言語文化研究科に所属する教員以外の教員は、次の各号に掲げるいずれかの理由により教授会に出席することが困難な場合、あらかじめ、教授会の議事の一切を議長に委任する旨を記載した議事委任状を議長に提出することができる。

(1) 所属部局の会議に出席するため

(2) その他所属部局においてやむを得ない職務がある場合

3 規程第 5 条に定める「過半数」には、前項の規定による議事委任状の数を含めるものとする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる議事については、原則として、委任することができないものとする。

(1) 単位認定（進級判定及び卒業認定を含む。）に関する事項

(2) 学生の除籍及び懲戒に関する事項

(3) その他議長が特に必要と認める事項

(委員の免除)

第 3 条 言語文化研究科に所属する教員以外の教員で、あらかじめ、次の各号に掲げる委員となることについて辞退を申し出た者については、当該委員の選出対象者から除外することができるものとする。

- (1) 規程第 8 条に定める常置委員会その他外国語学部置く委員会等の委員
- (2) 学内の各種委員会その他の委員会等の委員で、外国語学部から選出する必要があるもの

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 9 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。